

TAX INFORMATION 税のお知らせ



■税務課(内線117)

平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

税制改正に伴い、三輪以上の軽自動車税の税額の一部が変更されます。

		現行の年税額	改正後の年税額
三輪車		3,100円	3,900円
四輪以上 (660cc以下)	自家用(貨物用)	4,000円	5,000円
	〃(乗用)	7,200円	10,800円
	営業用(貨物用)	3,000円	3,800円
	〃(乗用)	5,500円	6,900円

※改正後の税額は、車検証記載の「初度検査年月」が平成27年4月1日以後の車両に適用されます。

※「広報おおむら10月号」でお知らせしていた二輪車などの軽自動車税の税額改正は、平成28年度からに延期されました。

軽自動車税の納期限は 6月1日(月)です

軽自動車税は、市役所、各住民センター、金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。納税通知書は、5月上旬に送付しますので、忘れずに納付しましょう。

※取り扱っているコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載されています。

※店舗によっては、手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

※所有者が亡くなった場合は、名義変更などの手続きを行ってください。

●納付期限 6月1日(月)

軽自動車税の減免申請は早めに済ませましょう

次のいずれかに該当すれば減免対象となります。

1 障害者の通学、通院、通所または生業のために使用する車で、次の①～③に該当するもの。ただし、普通車を含め1台に限りです。

① 障害者手帳などをお持ちの人で、歩くことが困難な人が所有する軽自動車など

② 障害者手帳などをお持ちの人と生計が同じ人が所有する軽自動車など

③ 障害者手帳などをお持ちの人のみの世帯の人を常時介護する人が運転する軽自動車など

※手帳の等級や障害の程度によっては、減免が受けられない場合があります。

2 車両の構造が障害者用の軽自動車など

3 電気を動力源とする軽自動車

●申請方法

税務課市民税グループに、次の書類を添えて申請してください。

① 軽自動車税納税通知書

② 身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

③ 運転免許証 ④ 車検証 ⑤ 印かん

※状況によって必要な書類があります。

●申請期限 5月25日(月)

※申請期限を過ぎると減免できません。

※普通自動車の減免手続きは、県央振興局で受け付けています。

入っていますか？ 自賠責保険

自動車はもちろん、バイク、原動機付自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険共済)への加入が義務付けられています。未加入者の運行は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で、即免許停止処分となります。

自賠責保険の期限が切れていないか、また、未加入ではないか確認してください。

加入手続きは、市内の車両販売店などで取り扱っています。



自動車税(県税)の 納期限は6月1日(月)です

自動車税の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで忘れずに納付しましょう。

●納付期限 6月1日(月)

■県央振興局税務部

☎05008

